

## 令和3年度第6回佐倉市建築審査会 会議録

日時 令和4年2月21日(月) 午前10時00分～  
場所 オンラインによる開催  
(事務局：佐倉市役所社会福祉センター 地下会議室)

### 出席者

委員 杉山委員、渡辺委員、小澤委員、角田委員  
事務局 建築指導課 立石課長、齊藤副主幹、佐藤副主幹、畠山主査  
傍聴人 なし

### 会議の概要

#### 1 開 会

##### 開会宣言

委員4人が出席していることから、会議が成立していることを確認する。

#### 2 建築指導課長あいさつ

#### 3 議 事

##### (1)同意案件

・建築基準法第43条第2項第二号に係る案件 1件

##### ○案件8

##### 建築基準法第43条第2項第二号に係る案件

特定行政庁から、案件資料に基づき、周辺状況、建築計画の概要並びに許可相当と判断した理由等について説明をする。

### 案件審査

委員 ①今回許可の前提となる通路は、通路幅員4mが確保され、東側の位置指定道路(法第42条第1項第五号)に接しているが、位置指定道路を延長できなかった理由があるのか。

特定行政庁 ①現在は、敷地の西側で平成12年の開発行為による、法第42条第1項第2号の道路があるが、それまでは道路が無く、位置指定道路の基準である転回広場を確保できない状況であった。また、通り抜け形態となった現在であっても、一部区間において位置指定道路の基準である縦断勾配が12%を超える箇所がある。

- 委員 ②東側に複数存在する位置指定道路は、それぞれどの建築基準法上の道路に接しているのか。
- 特定行政庁 ②東側の位置指定道路は、南北の法第 42 条第 2 項の道路を起点としている。その他の道路も同様である。
- 委員 ③今回許可の前提となる通路の、南側にある法第 42 条第 1 項第二号の道路は行き止まりとなっているが、高低差があるのか。
- 特定行政庁 ③高低差があり行き止まりとなっているため、終端に転回広場が設けられている。
- 委員 ④当該道路の道路幅員はどの程度か。
- 特定行政庁 ④法第 42 条第 1 項第二号の道路は、東側が道路幅員 6m、西側が道路幅員 5.5m で終端が 8m の転回広場となっている。
- 委員 ⑤申請地からは、西側の法第 42 条第 1 項第二号の道路と東側に接する位置指定道路へ、二方向避難が確保されているという認識でよいか。
- 特定行政庁 ⑤そのとおり。
- 委員 ⑥申請地から、西側にある法第 42 条第 1 項第二号の道路まで進む場合、開発区域の敷地内通路を除くと幅員 4m 未満で繋がっているのか。
- 特定行政庁 ⑥幅員 4m 以上である。

#### 決定事項

案件 8 について同意する。

#### 4 連絡事項

##### (1) 次回以降の建築審査会の日程について

次回は令和 4 年 3 月 28 日(月)午後 2 時からとする。開催方法は後日連絡する。

#### 5 閉 会

閉会宣言